

北区多文化共生指針改定（案）のパブリックコメント実施結果

1. パブリックコメントの実施概要

- (1) 意見の募集期間：令和6年12月2日（月）～令和7年1月8日（水）
- (2) 周知方法：北区ニュース（12月1日号）、北区公式ホームページ、北区公式SNS（Facebook、X）、北区公式YouTubeチャンネル
- (3) 閲覧場所：北区公式ホームページ、総務課、区政資料室、各地域振興室、各図書館
- (4) 意見の提出者数：13人（内訳）ホームページ：13人、持参：0人、郵送：0人、ファクス：0人
- (5) 提出された意見総数：98件 ※類似する意見はまとめています。

2. 提出された意見の要旨と意見に対する区の考え方

全体的なご意見（指針の構成など）			
No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
1	第3章の「基本理念」は総論的な内容であるため、第1章で記載したほうがよい。	1	本指針の構成については、北区多文化共生推進検討会での議論を踏まえ、第1章で指針改定の主旨を説明し、第2章で現状の取組や課題などを整理した上で、第3章で基本理念を記述する構成としています。
2	第2章に「今後の取組の方向性」という項目があるが、課題をどう解消していくかの記載は次章に回し、第2章は文字通り「現状」と「課題」についての記載とするべき。	1	第2章では、現状の取組や課題の抽出を行い、今後の取組の方向性などを整理しました。それを踏まえ、第3章以降で、多文化共生をより推進していくための基本理念や目標、重点施策などについて記述する構成としています。
3	第3章の「施策の方向・体系図」と「推進体制」は、本指針を実行していくための具体的施策に関わる話であるから、次章「重点施策」の冒頭に入れた方がよい。	1	基本理念や基本目標の実現に向けた「施策の方向・体系図」を掲げた上で、これに沿った「推進体制」を説明するため、第3章に記載しています。
4	公用語が日本語であることを前提とした記載となっているので、「我が国では実態として日本語が公用語とされており、本指針でも日本語を公用語とする前提で記載しています。」といった注釈を追記してもよいのではないかと。	1	日本に住む人が読むことを前提としており、日本語で記載することが通常であるため、特に記載していません。

No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
5	多文化共生を推進するメリットについての記載が薄い。我が国は、日本国籍の有無によって一定の区別が生じる制度（選挙権、公務員への採用、各種給付など）を採用しているのであるから、日本国籍の有無を問わず、行政が税金を費やして支援する必要性について、説得力のあるメリットを提示する必要がある。	1	多文化共生に向けた環境を整備する必要性について、第3章の基本理念や第4章の各施策の方向において網羅的に記載しています。
6	日本人ファーストで考える事が大切だと思います。外国人には日本の文化を理解し、尊重してもらうところからはじめてほしいです。多文化共生と言いつつ、日本人に我慢を強いる強制になってはいけないと考えます。日本人は民度も高く素晴らしい国です。この素晴らしい国を後世に引き継ぎたいです。	3	本指針は、国籍や文化にかかわらず、互いの個性を尊重するということを基本理念に定めています。区は、この考えを念頭に置きつつ、外国籍区民の増加に伴って生じたさまざまな課題を踏まえ、国や東京都、支援団体などとも連携・協力しながら、日本籍区民と外国籍区民がともに安心して暮らすことができるまちづくりを目指して、引き続き取組を推進してまいります。
7	環境変化やアンケート結果を踏まえ、より良い方向性に向けて北区多文化共生指針の改定が進められていること、大変素晴らしいと感じております。	1	多文化共生施策のさらなる充実を目指して、改定作業を進めてまいります。
8	北区の外国籍区民のうち、累進課税で税金を納めている世帯はどのくらいあるのでしょうか？また、税収はいくらになるのでしょうか？外国籍区民が納めている税金以上のお金を日本語普及や文化交流のための活動に使うことには反対します。	1	税収という観点だけで捉えている取組ではありません。日本籍区民と外国籍区民がともに安心して暮らせるまちづくりを目指しており、多文化共生施策の恩恵は外国籍区民に限るものではないと考えています。
9	移民を多数受け入れることは、治安が悪化し、共生の妨げになります。今のバランスが欠如した移民政策は、外国人と日本人の交流を生みません。彼らは日本が好きで移民してくる訳ではないからです。そして、外国人ばかり優遇する日本政府によって日本人の移民に対する感情は悪化するばかりです。北区も安易な受け入れは行うべきではなく、住民が安全に過ごすために、10年後、20年後を見据えなければなりません。	2	区は、外国籍区民の増加に伴って生じたさまざまな課題を踏まえ、国や東京都、支援団体などとも連携・協力しながら、日本籍区民と外国籍区民がともに安心して暮らすことができるまちづくりを目指して、引き続き取組を推進してまいります。なお、本指針の期間は、令和7年度から概ね10年間としています。社会情勢や進捗状況などに基づき、必要に応じて指針の見直しを行うなど、柔軟に対応してまいります。
10	日本人に対して、北区メールマガジン、北区ニュース、講演会等で多文化共生を実現するための様々な情報提供を行うことを希望します。	1	多文化共生社会の実現に向けて、必要な情報をわかりやすく、多様なメディアや機会を通して発信してまいります。

No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
11	多文化共生はアメリカや欧州、埼玉県川口市の例等を見れば失敗しており、北区でも同じように混乱を招く恐れがあります。差別には反対ですが、一定の線引きは必要であり、多文化共生を推進するような行政には反対します。	2	本指針は、区における多文化共生の推進のための基本的な取組を示すものです。その恩恵は外国籍区民に限るものではありません。区としては、外国籍区民の増加に伴って生じたさまざまな課題を踏まえ、国や東京都、支援団体などとも連携・協力しながら、日本籍区民と外国籍区民がともに安心して暮らすことができるまちづくりを目指して、引き続き取組を推進してまいります。
改定の背景			
No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
12	p.1の社会情勢の変化に関する本文の記載と枠の中の記載が一致していない。例えば、枠の中にある「ダイバーシティのある社会実現の動き」や「生活様式・コミュニティ意識の変化」が、本文中のどこの記載に該当するのか不明。また、本文中にある「災害の激甚化」に対応する記載が枠の中には見当たらない。	1	枠の中は、多文化共生施策を取り巻く社会情勢の変化のうち、主なものを掲載しています。本文中では「多様性・包摂性のあるまちづくり」、「アフターコロナ」などで表現しています。
多文化共生指針の位置付け			
No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
13	p.2に「国のプランとの整合を図りながら」とあるが、国の「地域における多文化共生推進プラン」は各自治体の計画・指針の作成に資するためのものであり、国のプランに北区の指針・計画が拘束されるわけではなく、国のプランと整合していなければならないわけではない。イメージ図についても、国のプランが上で、下にある北区の指針に向けて矢印が出ているが、矢印の向きが逆でなければならない。 東京都の指針から北区の指針に矢印が出ているのも不適切。東京都は東京都で、北区は北区で指針を作成しているわけであり、この図に東京都の指針を記載する必要はない。	1	本指針は、北区基本構想や北区基本計画などの区の上位計画のほか、相互の連携・協働が欠かせない国及び東京都のプラン・指針との整合を図りながら見直しを行っているため、お示しの図としています。 なお、北区外国人意識・意向調査の結果など区の実情も踏まえ見直しを行っているため、国や東京都のプラン・指針に必ずしも拘束されるという認識はもっておりません。

No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
14	イメージ図について、「北区国際化推進ビジョン」は20年前のものであるし、内容も本指針と重なっている部分もあるので、この機会に整理して本指針に統合するべき。統合しないとしても、この表に記載する必要はない。どうしても記載したいのなら、「北区関連計画」の枠の中に記載したほうがよい。	1	北区国際化推進ビジョンは、主に国際交流・国際協力をはじめとした国際化推進の基本的な考え方をまとめたもので、本指針と並列の位置付けとしています。なお、北区国際化推進ビジョンの中に、本指針と共通する施策も含まれているため、今後、必要に応じて見直しを図ってまいります。
15	イメージ図について、「北区関連計画」の枠の中に書かれている計画の取捨選択理由が不明である。	1	防災、保健、福祉、まちづくり、教育など整合を図る必要がある代表的な計画を記載しています。
16	p.2について、見出しでは「位置付け」、本文中は「位置づけ」となっているので統一するべき。	1	ご意見を踏まえ、「位置付け」に統一します。
17	イメージ図について、「北区多文化共生行動計画」を書いていないのは不適切。	1	ご意見を踏まえ、本指針の下に北区多文化共生行動計画を追記します。

国の動向、東京都の動向

No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
18	総務省の「地域における多文化共生推進プラン」には、ICTの積極活用との記載があり、本指針の改定もそれを参考にしているなら、この指針でもICTを積極活用するべき。例えば、外国人人口等の図表にQRコードを掲載して、最新のデータにアクセスできるようにするなどの工夫をするべき。	1	ICTの活用や情報提供の工夫については、ご意見等を参考に検討してまいります。
19	本指針は北区の計画であり、国の動向、東京都の動向は記載不要。書くとしても現状より簡略化し、順番も「国→都→北区」ではなく「北区→国・都」とするべき。	1	北区が目指す多文化共生社会の実現に向けた取組を進めるためには、国及び東京都との相互の連携・協働が欠かせないため、それぞれの動向について記載しています。
20	中国の「国防動員法」によって徴用される国内在住の中国人が、日本国内でどのような動きをしてくるのか非常に不安です。この件に関する質問主意書に対して、日本政府は、他国の法律の解釈はできないとしています。万全の体制を敷くのが政府の勤めであると考えます。北区に住む（外国籍区民のうち）中国人の割合が5割となっている現状に不安しかありません。	1	国の外交・防衛などの安全保障に関する問題であり、国の責任において適切に対応するべきものと考えております。ご意見については、参考にさせていただきます。

北区の現状			
No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
21	p.1やp.5などでは外国籍人口割合を7.7%（令和6年1月時点）としているが、p.8、p.9の表では外国籍区民の割合が7.6%となっている。さらに、p.9では11月時点の実績値として8.6%という数値が記載されている。外国人割合はもっとも重要な数値であるので、直近の数字を用いて値を統一するべき。	1	正しい数値「7.6%」に修正します。また、今後の人口の推計の本文の数値は令和7年1月時点の直近の数値「8.7%」に修正します。
22	p.5について、本文中では「外国籍区民」という用語を使っているのに対し、表・グラフ中では「外国人」という用語を使っているのでどちらかに統一するべき。	1	ご意見を踏まえ、「外国籍区民」に統一します。
23	p.5の表について、各年1月1日現在であるならば「令和元年」ではなく「平成31年」だと思われる。他の表も同様。	1	ご意見を踏まえ、「平成31年」に修正します。
24	p.5のグラフの外枠は無い方が見やすい。	1	ご意見を踏まえ、外枠を削除します。
25	p.6の2019年と2024年の円グラフについて、同じ項目は同じ色（網掛け）で統一した方が見やすい。また、円グラフと表で、同じ項目は同じ色にすると見やすいのではないか。	1	ご意見を踏まえ、デザインを修正します。
26	p.7の表について、2014と2019の間だけ1年間隔ではないので、太線か点線を入れるべき。また、グラフについて、バングラデシュの線が大変見づらいので修正するべき。	1	ご意見を踏まえ、デザインを修正します。
27	p.8の北区の国籍・地域別人口割合の円グラフについて、ミャンマーの部分に不要な横線が入っている。	1	ご意見を踏まえ、デザインを修正します。
28	p.8の表の右下にある注釈について、「各年1月1日現在」ではなく、「〇年〇月〇日時点」のはず。	1	正しい注釈「令和6年（2024年）1月1日現在」に修正します。
29	p.8の表について、インデント、フォントサイズまたはフォントが少し不ぞろい。	1	p.8表中の文字フォントやサイズ、文字位置について、そろっていない箇所はありません。
30	p.9の5の「地区別の人口」について、「地区別の外国籍等人口」のほうがよい。	1	日本籍区民の人口も掲載していることから、「地区別の人口」としています。

No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
31	p.9の地区別の人口の表について、地区内でもさらに外国人が密集している地区があるはずなので、さらに細分化した表を載せるべき。公立小中学校別の外国人生徒の表を掲載すると、地域ごとの傾向がわかりやすい。	1	外国籍区民の人権保護などの観点から、細分化した地区別の人口及び学校別の児童・生徒数を掲載することは考えていません。
32	p.9の地区別の人口の表について、地図があったほうがよい。	1	ご意見を踏まえ、7地区の区分図を掲載します。
「北区外国人意識・意向調査」の結果			
No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
33	p.10～の円グラフについて、色で区分していたり網掛けの種類で区分していたりで統一されていない。年齢の円グラフが一番見やすくできているので、この形式に統一するべき。	1	ご意見を踏まえ、デザインを修正します。
34	年齢、国籍・出身地、区内在住地域については、全数調査の結果が別途掲載されているのだから、標本調査の結果をわざわざ載せる必要はない。また、区内在住地域について、「赤羽地域」「王子地域」に住んでいる人の割合が比較的高いとあるが、情報としてほぼ無意味。	1	北区外国人意識・意向調査（アンケート）回答者の基本属性についても、参考に紹介しています。
35	p.10の日本在住期間について、「10～19年」の割合が最も高くとあるが、分け方でどうにでもなるので、「半数近くが在住期間10年以上であり」とするべき。	1	最も割合の高い回答項目を紹介しています。
36	p.11の北区在住期間について、「1～2年」の割合が最も高くとあるが、分け方でどうにでもなるので、「半数以上が在住期間4年以下であり」とするべき。	1	最も割合の高い回答項目を紹介しています。
37	p.11の職業の円グラフについて、「学生（アルバイト有）」の部分の%が切れている。	1	正しい記載「学生（アルバイト有）7.0%」に修正します。
38	p.11の職業の円グラフについて、多い順に並べるべきではないか。	1	ご意見を踏まえ、多い順に並び替えます。
39	p.11、p.12の棒グラフの凡例が上にあったり下にあったりしているので統一するべき。	1	ご意見を踏まえ、凡例の位置を統一します。

No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
40	p.14の「部屋からの声や音のトラブルが1割」という表記だと、全トラブルの内の1割が声や音とも解釈できる。「部屋からの声や音のトラブル経験者が1割」とするべき。	1	ご意見を踏まえ、「部屋からの声や音のトラブル経験者が1割」に修正します。
41	p.14の2つの円グラフについて、「n=697」の文字の大きさが違う。また、p.16の円グラフについて、「n=697」の「n」のフォントが他と違うので統一するべき。	1	ご意見を踏まえ、文字の大きさを統一します。
42	p.15の「差別をなくす～ことが求められている」の記載について、一般論として当然のことを言っているので、「差別解消などを求める声が4割」などとするべき。	1	ご提案の内容は、現在の記載内容に含まれていると考えています。
43	第2章の「「北区外国人意識・意向調査」の結果」と「北区多文化共生指針（平成30年版）の成果検証」は別項目ではなく、一体的に掲載するべき。現在の構成だと、最新版の調査結果が掲載され、一部の項目のみ最新版と前回版の比較・分析をしており、違和感がある。もとより前回版と最新版を比較しながら掲載することで成果や課題が分析できるはず。	1	北区外国人意識・意向調査の結果を整理した上で、その結果を踏まえ、次節において北区多文化共生指針（平成30年版）の成果検証を行う流れにしています。また、調査結果については、前回調査との比較が可能な項目のうち、特筆すべき項目について、前回と最新の調査結果を並べて掲載しています。
44	「北区外国人意識・意向調査」の回答者のうち、9割弱が日本語を話すことができ、7割が地域活動への参加に意欲的であるが、こうした結果は回答者の傾向に依存すると思われます。特に、日本語に苦手意識のある方はこうした調査へ回答できず、情報へのアクセスも困難です。そういった外国籍の方が行政とつながるための施策を指針に組み込んでいただけるといいと思いました。	1	日本語が理解できない人のコミュニケーションを支援するため、多言語・やさしい日本語での対応のほか、日本語学習機会の充実や効果的な情報発信などの施策を、前指針に引き続き盛り込んでいます。 なお、北区外国人意識・意向調査では、日本語の読み書きができない外国籍区民も回答できるよう、調査対象者の国籍に応じて、外国語版（英語・中国語・韓国語・ベトナム語）の案内状・調査票を同封しています。

No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
45	アンケート「日本人にしてほしいこと」の「差別をなくしてほしい」について、アンケートは質問の取り方によって意見が誘導され、たまたま思い浮かんだ項目を適当に答える場合があり、参考程度にしかならないことがあります。差別と感ずるのは、個人の内面の判断によるものがあるため、行き過ぎると、ただのわがままになり得ます。既存のルールが気に入らない外国人が、それを差別とレッテルを貼り、ルールの改定を迫るという案件も耳にします。	1	本指針は、国籍や文化にかかわらず、互いの個性を尊重するということを基本理念に定めています。区は、この考えを念頭に置きつつ、外国籍区民の増加に伴って生じたさまざまな課題を踏まえ、国や東京都、支援団体などとも連携・協力しながら、日本籍区民と外国籍区民がともに安心して暮らすことができるまちづくりを目指して、引き続き取組を推進してまいります。
北区の課題と今後の取組の方向性			
No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
46	課題についての記述が曖昧である。例えば、p.20の「ごみの出し方について近隣住民とのトラブルを経験した人が増加」「生活ルールの理解不足」の行間を読めば「外国籍等区民が北区のゴミ出しルールを守っていない事例がある」と解釈できるが、なぜはっきりと書かないのか。	1	ご提案の内容は、現在の記載内容に包含されていると考えています。
47	p.19～のピンクの網掛け部分について、各最終文字の右側の幅が少しずつ違うので統一するべき。	1	ご意見を踏まえ、デザインを修正します。
基本理念（目指すべき姿）			
No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
48	基本理念が現状のものに比べ大変良いものになったと感じる。	1	北区における多文化共生社会の実現に向けて、新しい基本理念のもと、取組の充実を図ってまいります。
49	基本理念の最後の「北区」は不要。北区基本構想では、めざす将来像を「～躍動するまち 北区」としているが、北区における行政についての構想を書いたものなので「北区」とつけるのは妥当である。北区多文化共生指針は、「北区」という自治体の枠組みや行政の範疇からはずれる部分についても記載されているので、基本理念の文言から"北区"を削除してはどうか。	1	本指針は、北区における多文化共生の推進のための基本的な取組を示す方針です。北区の区域内において、行政が主体として取り組む内容を記載しているため、「北区」と記載しています。

No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
50	p.23の1段落目の「これからもこの基本理念に込めた想いを継承し」という記載について、基本理念に込められた「想い」とは何なのかを説明する必要がある。ただ、この指針において最上位の概念は基本理念であると思うので、「私たちは、これからもこの基本理念を継承・発展させ」としてはどうか。	1	ここでの「想い」とは、区が多文化共生社会の実現を目指すことを指しています。今回、基本理念の改定を行うこととしたため、「基本理念を継承」とするのではなく、「基本理念に込めた想いを継承」とするという表現にしています。
51	p.23の2段落目の「この基本理念に基づく北区を創り上げるためには」というところの「基本理念」は、北区基本構想における理念である。すなわち、北区多文化共生指針における「基本理念」の項目に北区基本構想における「基本理念」が登場しており、読者の混乱を招く。そこで、「北区基本構想が目指す北区を創り上げるためには」としてはどうか。	1	ご意見を踏まえ、「この北区基本構想が目指す北区を創り上げるためには」に修正します。
52	「多文化共生」については冒頭で定義がなされているが、「多文化共生のまち」も、どのようなまちなのかを明確にしたほうがよい。そこで「私たちは、国籍や文化にかかわらず誰もが互いの個性を尊重し合い、地域の一員として自分らしく活躍できるまちこそが「多文化共生のまち」であると考え、それを目指します。」といった記載を追記してはどうか。	1	ご意見を踏まえ、改定のポイントにおいて、「わたしたちが目指す地域社会は、国籍や文化にかかわらず、だれもが互いの個性を尊重し合い、地域の一員として、安心して暮らし、自分らしく心豊かに活躍できる「多文化共生のまち」です。」を記載します。
53	p.23の最終段落に「この基本理念は、国籍や文化にかかわらず、だれもが互いの個性を尊重し合い、地域の一員として、自分らしく活躍できる地域社会をつくることを目指したものだ」とある。この文章からは、まず先に「地域」があって、その地域の中で誰もが活躍できる、という順番に読める。しかし、実際は逆であり、まずそこに人がいて、その人がそれぞれ活躍している場所こそが地域である。そこで、「だれもが地域の一員として活躍でき、皆がそれぞれ活躍している場所こそが地域なのだというメッセージを表現すること」としてはどうか。	1	改定（案）p.23の最終段落において、本指針の基本理念の内容をよりわかりやすく説明するために、区の目指すべき「多文化共生のまち」がどのような姿であるのかを補足して記載しています。

No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
54	p.24の「改定のポイント」について、前回からどう変わったかよりも今回の理念に含まれるメッセージを解説したほうがよい。「理念のポイント」や「理念が含むメッセージ」などとし、以下のような文章を載せてはどうか。 ・「日本人」「外国人」といった区別はありません。この理念の主語は「だれもが」であり、国籍・文化などの背景にかかわらず、北区に住むすべての人が本指針の当事者であるということを示しています。 ・「個性の尊重」とは、お互いがお互いを理解するという「相互理解」を超え、理解し、さらにそれを尊重するということを意味します。 ・だれもが地域の一員として活躍でき、また、皆がそれぞれ活躍している場所こそが地域なのだというメッセージを表現しています。	1	ご提案の内容は、現在の記載内容に包含されていると考えています。
55	全体的には賛成ですが、川口市での外国籍のトラブルの問題は非常に心配です。多文化共生や差別を無くす方向には賛同しますが、多文化共生は日本籍区民のみが歩み寄るだけではなし得ず、日本の文化や慣習、ルールを外国籍区民が守ることも重要であると考えます。今回の基本理念は、外国籍区民から見た課題には答えていますが、日本籍区民の不安に対しての言及や考慮がない点が非常に心配です。今後さらに北区に外国籍区民が流入することを踏まえ、外国籍区民に守っていただくルールや日本の生活文化についても記載がされることを望みます。	2	多文化共生社会を実現するためには、外国籍区民が適切に行政サービスを享受できるようにするとともに、地域の一員として責任を持った行動をとることが必要です。そのため、日本籍区民と外国籍区民がともに安心して暮らせるよう、基本目標2「ともに安心して暮らせる環境づくり」において、日本の生活習慣・マナーなどの理解を促進していくことを記載しています。

No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
56	多文化共生の基本理念には強く共感します。一方、「外国人」を「移民」という言葉に置き換えると、欧米では政変に影響するほどの分断が発生し、国内でも川口市の問題は他人事ではなく、北区でも起こり得ると言わざるをえません。そのような状況にならないためにも、日本のルールとマナーの理解を促し、守る人には優しく、守らない人には厳しい街づくりを希望します。	2	日本籍区民と外国籍区民がともに安心して暮らせるよう、日本の生活習慣・マナーなどの理解の促進をはじめとした取組を推進してまいります。
基本目標			
No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
57	基本目標3「互いの個性を尊重し、活かす関係づくり」と基本目標4「地域の一員として活躍できる場づくり」の内容が似ているので1つに統合するべき。	1	基本目標3は異文化理解や交流により、人とのつながりや信頼関係をつくる「関係づくり」、基本目標4は地域へ参画し、さまざまな場面で活躍できるという「場づくり」を柱としています。
58	p.25、26に「課題」とあるが、課題とは「～ができていない。」「～が不十分である。」といったものであり、この箇所に書かれている内容は「課題」ではない。また、「課題」「施策の方向」「課題（施策の方向）」という表記があり、統一されていない。「施策の方向」の方がよい。	1	ご意見を踏まえ、「施策の方向（課題）」に修正します。
59	p.25、26、27のそれぞれ本文1行目のインデントが少しずつ違うので統一するべき。	1	ご意見を踏まえ、インデントの位置を修正します。
施策の方向・体系図			
No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
60	p.25の「施策の方向・体系図」について、「基本理念」「基本目標」「課題（施策の方向）」「重点施策（推進内容）」の四段階構成となっているが、「基本目標」が「基本理念」や「課題（施策の方向）」の内容と重複しており、わざわざ分ける必要性が薄い。そこで、「基本目標」と「課題（施策の方向）」を統合して再整理し、「基本理念」→「施策の方向」→「重点施策」の3段階構成とするべき。	1	本指針の体系については、北区多文化共生推進検討会での議論を踏まえ、4段階の順を追った構成としています。また、「基本目標」は基本理念の実現に向けて定めた目標であり、「施策の方向」はその目標を達成するためにどのような施策を行うのかを定めています。

No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
61	p.26の表の「②外国人児童・生徒への学習支援の充実」の部分は上詰めではなく真ん中に。また、一番下の2行の縦幅がちょっと違うのでそろえるべき。	1	ご意見を踏まえ、文字の位置などを修正します。
推進体制			
No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
62	p.27に「平成31年2月に本指針をマスタープランとし」とあるが、「本指針」といった場合は、改定後の指針のことを指すのが自然。ここでいう「本指針」とは、改定前の指針のことであると思われるので記載の修正が必要。	1	「本指針」は、改定の前後にかかわらず、北区多文化共生指針を指しています。よりわかりやすくするために、「平成31年2月時の本指針をマスタープランとし」に修正します。
63	p.27に「東京圏では、多文化共生にかかる同様の課題を抱えている自治体も多い」、「外国人の割合が高い周辺自治体などとの情報交換」とあるが、北区と隣接している川口市で発生している諸問題について本指針でまったく触れていないというのは無責任であると思う。川口市の問題は他人事ではない。具体的に書くべき。	1	本指針では、区における多文化共生施策を効果的に実施していくために、国や東京都、周辺自治体などとの連携を図っていく必要性について記載しており、特定の市の問題については特に記載していません。
64	p.27の「国や東京都などとの連携」の「など」には外国政府や外国の団体も含まれると思われる。そこで、「さらに、国内のみならず、国外との交流事業の機会などを通じて外国の自治体・団体とも連携します。」といった趣旨の記載を追記してはどうか。	1	外国自治体などとの交流や協力については、「北区国際化推進ビジョン」において考え方を整理しています。
65	p.27の「国や東京都などとの連携」について、多文化共生にかかる同様の課題を抱えている自治体は東京圏に限られないし、国内に限られるものでもない。そこで、「東京圏では、多文化共生にかかる同様の課題を抱えている自治体も多いため」を「他の自治体でも多文化共生にかかる同様の課題を抱えていることが多いため」としてはどうか。	1	他区市との連携についても記載しており、ご提案の内容は、現在の記載内容に包含されていると考えています。

第4章 重点施策			
No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
66	p.28の「改定のポイント」について、改定のポイントではなく、施策のポイントが書かれていると思う。ただし、「どこが変わったのか」よりも「重点施策のポイント」の方が重要である。「重点施策のポイント」としてはどうか。	1	ご提案の内容は、現在の記載内容に含まれていると考えています。
67	p.28の「改定のポイント」について、本改定では翻訳アプリなどICT技術をこれまでよりも積極活用するというのがポイントの1つであると思う。そこで、「日本語教育をはじめとするコミュニケーション支援のさらなる強化」を「AI翻訳アプリなどを活用したコミュニケーション支援のさらなる強化」としてはどうか。	1	ご提案の内容は、「デジタル技術を活用した効果的な発信」に含まれていると考えています。
基本目標1 円滑で豊かなコミュニケーションのための機会づくり			
No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
68	p.28の「多言語によるコミュニケーション支援」について、人力での通訳には限界があるから、ICTの活用が中心であると明確に記載するべき。「スマートフォンの多言語音声翻訳アプリをはじめとしたICT活用により多言語対応を充実させます。また、必要に応じて通訳クラウドサービスを利用するほか、通訳を配置します。」とするべき。	1	ご提案の内容は、現在の記載内容に含まれていると考えています。
69	p.29の「やさしい日本語」について、やさしい日本語に自動翻訳する技術が既にあり、他の自治体での活用例もあるから、人力で対応するだけではなくICTを利用して対応する旨を記述するべき。	1	ご提案の内容は、基本目標2の施策の方向（1）②「デジタル技術の積極的な活用」に含まれていると考えています。

No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
70	p.29の「日本語学習機会の充実」について、「国や東京都との適切な役割分担」は、この指針全体にかかる話であり、日本語学習機会の充実に限った話ではない。役割分担があることを前提に記載するものである。また、「適切な」という表現を使うなら、何をもって適切と判断するのか具体的に書く必要がある。さらに、この指針は北区全般について書かれたものであるから、北区が「地域の状況に応じた」との表現については違和感がある。そこで、「増加を続ける外国籍等区民が、日常生活及び社会生活を地域住民とともに円滑に営むことができるよう、「日本語教育の推進に関する法律」が令和元年に施行されました。北区では、この法律も踏まえ、北区の状況に即した日本語教育を推進していきます。」としてはどうか。	1	ご意見を踏まえ、「増加を続ける外国籍等区民が、日常生活及び社会生活を地域住民とともに円滑に営むことができるよう、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）が令和元年（2019年）6月に施行されました。区は、この法律の主旨を踏まえ、地域の状況に応じた生活に必要な日本語教育を推進していきます。」に修正します。なお、「地域」とは区内を指し、区内で生活する外国人の学習ニーズや習熟度に応じた日本語学習を支援することを表現しています。
71	p.30の「外国人児童・生徒」について、「外国籍等の児童・生徒」や「日本語理解が十分ではない児童・生徒」とするべきだと思う。	1	ご意見を踏まえ、「外国籍等の児童・生徒」に修正します。
72	p.30に「日本語指導が必要な児童・生徒が増加している」との課題が記載されている。しかし、本指針の「現状と課題」の部分ではこのような課題についての記載が薄い。小学校別の外国人児童数などのデータを掲載し、それを基に「日本語指導が必要な児童・生徒が増加している」という課題を抽出してから、この施策について記述するべき。	1	外国籍区民の人口が増えていることはすでに記載をしており、外国籍等の児童・生徒数の増加については、データがなくてもご理解いただけるものと考えます。
基本目標2 とともに安心して暮らせる環境づくり			
No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
73	p.31に「Global Thinking」の内容充実とあるが、QRコードを貼ってこの指針から直接紙面にアクセスできるようにしてほしい。この指針が先陣を切ってICTをフル活用した指針とするべき。「Life in Tokyo : Your Guide」についても同様。	1	ICTの活用や情報提供の工夫については、ご意見等を参考に検討してまいります。

No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
74	p.31の「推進」の「多言語による防災情報の提供」について、多言語化の必要性については医療・福祉なども同様であり、防災について本文中では「即時」を強調しているのだと思われる。そこで、「多言語による防災情報の即時提供」としてはどうか。	1	ご意見を踏まえ、「多言語による防災情報の同時発信」に修正します。
75	「AI音声翻訳」、「多言語音声翻訳機」、「スマートフォンの多言語音声翻訳アプリ」は同じ意味か。「AI音声翻訳」に統一してもよいのではないか。	1	近年、AIにより会話の文脈や話者の意図を補完し、翻訳精度を向上する「AI音声翻訳」が主流となっています。本指針では、翻訳技術に関する説明では「AI音声翻訳」と表現し、それ以外では「多言語音声翻訳アプリ」と表記を統一しています。
76	p.32の「AI音声翻訳などのデジタル技術"も"活用」とあるが、そもそも人力翻訳で多言語対応は不可能であり、AI音声翻訳などのデジタル技術の活用をメインとして考えるべき。そこで、「AI音声翻訳などのデジタル技術"を"活用」とするべき。	1	ご提案の内容は、現在の記載内容に含まれていると考えています。
77	p.32の「地域の実情に応じた情報提供の実施」について、「北区で話者の多いミャンマー語、ネパール語、ベンガル語などの言語対応を充実させていきます。」とあるが、これらの言語に特に対応する必要があるのは、この項目に限った話ではない。	1	北区は、他区市と比べミャンマー、ネパール、バングラデシュ国籍の区民が多いのが特徴であり、そうした言語の通訳・翻訳のニーズに対応していくことを表現しています。
78	p.33に「外国籍等区民の増加に伴う、さまざまな課題に対応するため、関係機関と連携しながら日本籍区民からの相談に対応します」とある。この記載は、日本籍区民が外国籍区民とコミュニケーションが取れず困るといった事例を想定していると思う。ただ、そうした事例は日本語と他言語の関係のみならず、日本語以外の言語同士でも生じる。「日本籍区民への相談支援の充実」ではなく「すべての人への相談支援の充実」としてはどうか。	1	外国籍区民に対しては、基本目標2の施策の方向（2）①「外国籍等区民への相談支援体制の整備」で対応していきます。
79	日本語教室では言葉のみならずルールとマナーも教え、可能であれば日本語をサポートするNPOにも協力を要請する。日本語を学んだ外国人が、仲間に日本語とルールとマナーを教える活動のサポートをすることを希望します。	1	基本目標2の施策の方向（1）効果的な情報発信において、「日本語教室などでの情報提供の実施」について記載しています。ご意見については、具体的な方策に関することとして参考にさせていただきます。

No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
80	多言語の「日本の暮らしマニュアル」をSNSで発信することを希望します。日本人とのコミュニケーションの成功事例と失敗事例を分かりやすく説明し、困った時の相談窓口を記す。若い人が読みたくなる漫画を織り込むとより効果が上がります。	1	基本目標2の施策の方向(1)効果的な情報発信において、「生活習慣・マナーなどの理解の促進」や「外国籍等区民に向けたSNSによる情報発信」について記載しています。ご意見については、具体的な方策に関することとして参考にさせていただきます。
81	今回初めて、日本語教室のボランティア募集や地域のお祭りでの出店があることを知りました。北区に住んでいる方が、自然とそうした情報に触れることができるような仕組みをつくっていくことが、「差別をなくす」という外国籍の方々の要望につながるように思います。私自身も自分ができることを探していこうと思うので、そういった区民を増やしてほしい。	1	日本籍区民と外国籍区民がともに安心して暮らせるよう、基本目標2の施策の方向(1)効果的な情報発信において、地域生活に必要な情報の多言語化やデジタル技術を活用した効果的な発信を進めていくことを記載しています。こうした施策を着実に進めていくため、区民の皆さまをはじめ、NPO・支援団体など多様な主体との連携・協働を推進してまいります。
82	昨今、外国人に付渡し、日本での土葬を許可しようとする動きも見られますが、衛生面や土地の問題で火葬にしているはずです。外国人に配慮して譲歩するのではなく、日本にも譲れない部分があり、社会秩序を守るルールがあることをしっかりと認識すべきでしょう。	1	日本籍区民と外国籍区民がともに安心して暮らせるよう、日本の生活習慣・マナーなどの理解の促進をはじめとした取組を推進してまいります。
基本目標3 互いの個性を尊重し、活かす環境づくり			
No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
83	p.34の「異文化理解・多文化教育の促進」について、「異文化理解」といった場合、「日本人が外国の文化を理解すること」も、「外国人が日本の文化を理解すること」も両方含むと解釈できる。しかし、この項目の本文で書かれている内容は前者に限られている。そこで、「日本語教室の場などを通じて、外国籍区民等への日本文化の啓発に努めます」といった趣旨の記載を追記してはどうか。	1	基本目標2の施策の方向(1)効果的な情報発信において、「生活習慣・マナーなどの理解の促進」や「日本語教室などでの情報提供の実施」について記載しています。

No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
84	p.34～35の「異文化体験イベント」、「多文化共生関連イベント」、「多文化共生をテーマにした交流イベント」、「国際交流イベント」、「多文化共生に関するイベント」の違いがよくわからない。	1	「異文化体験イベント」は、異文化への理解を深めるための体験講座などです。「多文化共生をテーマにした交流イベント」は、外国籍区民の地域参画を促すことなどを目的とした、日本籍区民との交流機会を創出するイベントで、「国際交流イベント」は、主に日本人区民に外国籍の方との交流機会を提供し、各国の文化の魅力を伝えるイベントです。また、「多文化共生関連イベント」及び「多文化共生に関するイベント」は、多文化共生に関するイベントの総称です。

基本目標 4 地域の一員として活躍できる場づくり

No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
85	p.36に「言葉の壁は、外国籍等区民が地域参画する際の障壁となり得ます」とあるが、これは指針全体にわたる話であり、「多文化共生ボランティアの育成」に限った話ではない。また、多言語理解の重要性が失われているわけではない。「多言語理解は、外国籍等区民との障壁を取り除くための有効な手段」とするべき。	1	ご提案の内容は、現在の記載内容に包含されていると考えています。
86	p.36の「外国籍等区民が仕事、子育て、教育、ボランティアなどを通じて、地域社会とつながりを持ち、地域の一員として活躍できるよう」という記載は、「外国籍等区民が地域で活躍できていない」と読み取れ、違和感がある。北区が把握していない外国人コミュニティが行う活動も地域活動である。つまり、外国籍等区民は既に地域活動し、地域で活躍している。「地域の一員として活躍できる場づくり」という目標でありながら、ここでの地域は北区役所や日本人が関わるコミュニティを意味し、外国籍区民が行っている活動を含まないような記載になっている。そのような記載は多文化共生の考え方に反する。以上を踏まえ「地域活動への参画促進」ではなく、「多様な担い手による地域活動相互の交流」などとするべきであるが、基本目標 3－2 で既に記載されているため、「基本目標 4」は「基本目標 3」と統合するべき。	1	北区外国人意識・意向調査の結果や北区多文化共生推進検討会での議論から、外国籍等区民の地域活動に対する参加意向は高いものの、情報が少ない、わかりにくいことなどにより、地域活動に参加できないという意見があがりました。そのため、外国籍等区民が地域の担い手としてさまざまな場面で活躍できるよう、基本目標 4 の施策の方向（2）に「地域活動への参画促進」を掲げています。外国籍等区民の自治会・町会、PTAなどをはじめとした地域社会への参画を促進することは、多文化共生を推進するために必要な施策であり、多文化共生の考え方に反するものではありません。したがって、基本目標 4 の基本目標 3 への統合は考えておりません。

No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
87	基本目標4「地域の一員として活躍できる場づくり」について、とても重要な取り組みであると共感しております。昨今、外国人子弟の増加が顕著な中、日本国籍を持つ子どもたちや学校とのトラブルが目立ってきました。外国籍保護者の中には、PTAという制度の存在に気づいていない方もいらっしゃいます。また、子ども同士のトラブル対応では、母親が日本語に不慣れな場合が多く、先生方もコミュニケーションに苦労されているのが実情です。このような状況を踏まえ、指針にある施策をさらに一步進めた形で支援が求められると考えております。今後の具体的な施策について、以下の点をご検討いただけますと幸いです。 ・行政からの「やさしい日本語」による情報提供に加え、学校やPTAからの情報発信を多言語化するためのサポート ・多文化共生ボランティアの育成だけでなく、経験豊富なボランティアにPTA役員や先生方が気軽に相談できる体制の構築 ・個人情報保護法に反しない範囲で外国籍保護者との接点を持つための手段や機会の提供	1	基本目標2の施策の方向(1)①「行政・生活情報の多言語化」などにおいて、教育をはじめ各種サービスに関する多言語による情報提供・相談支援を進めていく旨記載しています。 また、外国籍等区民が地域社会とつながりを持つことができるよう、基本目標4の施策の方向(1)では「区・支援団体・コミュニティの連携・協働の促進」を、(2)では「地域活動への参画促進」を掲げています。 日本籍区民と外国籍区民がともに安心して暮らせるよう、多文化共生施策の更なる充実を目指してまいります。
88	安心安全な社会の実現のために、日本人、外国人に関わらず、相互のコミュニケーションの充実や、個人を社会から孤立させないことが重要ではありますが、コミュニティ内においてプロパガンダの流布や歴史認識の議論に及ぶ危険性や、「差別」という言葉を使用したルールの改定を迫ってくることも考えられます。これらの事案が発生した際の対応方法と歪められた歴史認識の修正、レポートラインなどを準備しておくべきだと考えます。	1	国の外交・防衛などの安全保障に関する問題であり、国の責任において適切に対応するべきものと考えております。ご意見については、参考にさせていただきます。

以下のご意見については、「北区多文化共生指針改定（案）」に関係するご意見ではないため、区政に関する参考意見として承り、情報共有させていただきます。

No.	意見の要旨
1	浮間一丁目緑地公園のトイレで男性が用をたしている姿が見たなくても目に入ってしまう。用をたしている男性が後ろを振り向いたりすると、道路をただ歩いているだけで、目と目が合ってしまうこともあるのです。なんとか安心安全を維持しつつ、視線を遮る状態にすることはできないのでしょうか。早急に改善することを望みます。
2	夕焼けチャイムについて、夏時間の18時のチャイムでは遅すぎると感じます。他の区のチャイム時間を参考にしつつ、時代に則した対応をしていくべきではないでしょうか。
3	我が家（日本国籍）では、児童扶養手当、児童育成手当において所得制限のため支援を受けることができていません。差別をなくすために、北区外国人学校児童・生徒等保護者負担軽減補助金交付要綱にも所得制限を設けるか、児童扶養手当や児童育成手当など子どもの手当での所得制限を撤廃していただきたいです。
4	南北線の王子とJRの王子の乗り換えに関して、高齢者や障がい者の方たちが不便でたまりません。北とぴあに上がるエレベーターより、駅近に上られるエレベーターを設置して欲しい。今後益々高齢者も増えつつある中で家族の介護も日に日に大変になります。後回しにせず最短設置を望みます。

3. 北区多文化共生指針改定（案）の主な修正内容

No.	頁	修正前	修正後																																																																																																																								
1	p.1	1 改定の背景 総人口に対する外国籍区民の割合は7.7%に達しました。	1 改定の背景 総人口に対する外国籍区民の割合は 7.6% に達しました。																																																																																																																								
2	p.2	【イメージ図】	【イメージ図】																																																																																																																								
3	p.5	1 外国籍区民の人口推移 表 <table><thead><tr><th>年</th><th>外国人</th><th>割合</th><th>日本人</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成26(2014)</td><td>14,558</td><td>4.3%</td><td>320,165</td><td>334,723</td></tr><tr><td>平成27(2015)</td><td>16,005</td><td>4.7%</td><td>322,079</td><td>338,084</td></tr><tr><td>平成28(2016)</td><td>17,609</td><td>5.2%</td><td>323,643</td><td>341,252</td></tr><tr><td>平成29(2017)</td><td>19,552</td><td>5.7%</td><td>325,597</td><td>345,149</td></tr><tr><td>平成30(2018)</td><td>20,954</td><td>6.0%</td><td>327,076</td><td>348,030</td></tr><tr><td>令和元(2019)</td><td>22,621</td><td>6.4%</td><td>329,355</td><td>351,976</td></tr><tr><td>令和2(2020)</td><td>23,550</td><td>6.7%</td><td>330,358</td><td>353,908</td></tr><tr><td>令和3(2021)</td><td>22,271</td><td>6.3%</td><td>330,887</td><td>353,158</td></tr><tr><td>令和4(2022)</td><td>21,470</td><td>6.1%</td><td>329,808</td><td>351,278</td></tr><tr><td>令和5(2023)</td><td>24,307</td><td>6.9%</td><td>329,425</td><td>353,732</td></tr><tr><td>令和6(2024)</td><td>27,362</td><td>7.7%</td><td>330,339</td><td>357,701</td></tr></tbody></table>	年	外国人	割合	日本人	計	平成26(2014)	14,558	4.3%	320,165	334,723	平成27(2015)	16,005	4.7%	322,079	338,084	平成28(2016)	17,609	5.2%	323,643	341,252	平成29(2017)	19,552	5.7%	325,597	345,149	平成30(2018)	20,954	6.0%	327,076	348,030	令和元(2019)	22,621	6.4%	329,355	351,976	令和2(2020)	23,550	6.7%	330,358	353,908	令和3(2021)	22,271	6.3%	330,887	353,158	令和4(2022)	21,470	6.1%	329,808	351,278	令和5(2023)	24,307	6.9%	329,425	353,732	令和6(2024)	27,362	7.7%	330,339	357,701	1 外国籍区民の人口推移 表 <table><thead><tr><th>年</th><th>外国籍区民</th><th>割合</th><th>日本籍区民</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成26(2014)</td><td>14,558</td><td>4.3%</td><td>320,165</td><td>334,723</td></tr><tr><td>平成27(2015)</td><td>16,005</td><td>4.7%</td><td>322,079</td><td>338,084</td></tr><tr><td>平成28(2016)</td><td>17,609</td><td>5.2%</td><td>323,643</td><td>341,252</td></tr><tr><td>平成29(2017)</td><td>19,552</td><td>5.7%</td><td>325,597</td><td>345,149</td></tr><tr><td>平成30(2018)</td><td>20,954</td><td>6.0%</td><td>327,076</td><td>348,030</td></tr><tr><td>平成31(2019)</td><td>22,621</td><td>6.4%</td><td>329,355</td><td>351,976</td></tr><tr><td>令和2(2020)</td><td>23,550</td><td>6.7%</td><td>330,358</td><td>353,908</td></tr><tr><td>令和3(2021)</td><td>22,271</td><td>6.3%</td><td>330,887</td><td>353,158</td></tr><tr><td>令和4(2022)</td><td>21,470</td><td>6.1%</td><td>329,808</td><td>351,278</td></tr><tr><td>令和5(2023)</td><td>24,307</td><td>6.9%</td><td>329,425</td><td>353,732</td></tr><tr><td>令和6(2024)</td><td>27,362</td><td>7.6%</td><td>330,339</td><td>357,701</td></tr></tbody></table>	年	外国籍区民	割合	日本籍区民	計	平成26(2014)	14,558	4.3%	320,165	334,723	平成27(2015)	16,005	4.7%	322,079	338,084	平成28(2016)	17,609	5.2%	323,643	341,252	平成29(2017)	19,552	5.7%	325,597	345,149	平成30(2018)	20,954	6.0%	327,076	348,030	平成31(2019)	22,621	6.4%	329,355	351,976	令和2(2020)	23,550	6.7%	330,358	353,908	令和3(2021)	22,271	6.3%	330,887	353,158	令和4(2022)	21,470	6.1%	329,808	351,278	令和5(2023)	24,307	6.9%	329,425	353,732	令和6(2024)	27,362	7.6%	330,339	357,701
年	外国人	割合	日本人	計																																																																																																																							
平成26(2014)	14,558	4.3%	320,165	334,723																																																																																																																							
平成27(2015)	16,005	4.7%	322,079	338,084																																																																																																																							
平成28(2016)	17,609	5.2%	323,643	341,252																																																																																																																							
平成29(2017)	19,552	5.7%	325,597	345,149																																																																																																																							
平成30(2018)	20,954	6.0%	327,076	348,030																																																																																																																							
令和元(2019)	22,621	6.4%	329,355	351,976																																																																																																																							
令和2(2020)	23,550	6.7%	330,358	353,908																																																																																																																							
令和3(2021)	22,271	6.3%	330,887	353,158																																																																																																																							
令和4(2022)	21,470	6.1%	329,808	351,278																																																																																																																							
令和5(2023)	24,307	6.9%	329,425	353,732																																																																																																																							
令和6(2024)	27,362	7.7%	330,339	357,701																																																																																																																							
年	外国籍区民	割合	日本籍区民	計																																																																																																																							
平成26(2014)	14,558	4.3%	320,165	334,723																																																																																																																							
平成27(2015)	16,005	4.7%	322,079	338,084																																																																																																																							
平成28(2016)	17,609	5.2%	323,643	341,252																																																																																																																							
平成29(2017)	19,552	5.7%	325,597	345,149																																																																																																																							
平成30(2018)	20,954	6.0%	327,076	348,030																																																																																																																							
平成31(2019)	22,621	6.4%	329,355	351,976																																																																																																																							
令和2(2020)	23,550	6.7%	330,358	353,908																																																																																																																							
令和3(2021)	22,271	6.3%	330,887	353,158																																																																																																																							
令和4(2022)	21,470	6.1%	329,808	351,278																																																																																																																							
令和5(2023)	24,307	6.9%	329,425	353,732																																																																																																																							
令和6(2024)	27,362	7.6%	330,339	357,701																																																																																																																							

No.	頁	修正前	修正後
4	p.7	3 国籍・地域別の人口 グラフ	3 国籍・地域別の人口 グラフ
5	p.9	5 地区別の人口 ※浮間地区…浮間の全域 / 赤羽西地区…赤羽北・桐ヶ丘・赤羽台・赤羽西・西が丘の全域、上十条・十条仲原・中十条の一部 / 赤羽東地区…赤羽・岩淵町・志茂・赤羽南の全域、神谷・東十条の一部 / 王子西地区…岸町・十条台・王子本町の全域、上十条・十条仲原・十条・滝野川の一部 / 王子東地区…王子・豊島・堀池の全域、長十条・神谷の一部 / 滝野川西地区…西ヶ原・中里・川崎の全域、滝野川・上中里の一部 / 滝野川東地区…栄町、昭和町、東山端、山崎新町の全域、上中里の一部	5 地区別の人口 ※浮間地区…浮間の全域 / 赤羽西地区…赤羽北・桐ヶ丘・赤羽台・赤羽西・西が丘の全域、上十条・十条仲原・中十条の一部 / 赤羽東地区…赤羽・岩淵町・志茂・赤羽南の全域、神谷・東十条の一部 / 王子西地区…岸町・十条台・王子本町の全域、上十条・十条仲原・十条・滝野川の一部 / 王子東地区…王子・豊島・堀池の全域、東十条・神谷の一部 / 滝野川西地区…西ヶ原・中里・上端の全域、滝野川・上中里の一部 / 滝野川東地区…栄町、昭和町、東山端、山崎新町の全域、上中里の一部
6	p.11	○職業 円グラフ	○職業 円グラフ

No.	頁	修正前	修正後
7	p.14	○近くに住む人とのトラブルの経験 部屋からの声や音のトラブルが1割	○近くに住む人とのトラブルの経験 部屋からの声や音のトラブル 経験者 が1割
8	p.23	1 基本理念（目指すべき姿） この基本理念に基づく北区を創り上げるためには、（～中略～） 多文化共生に向けた環境を整備することが必要です。	1 基本理念（目指すべき姿） この 北区基本構想が目指す 北区を創り上げるためには、（～中略～） 多文化共生に向けた環境を整備することが必要です。
9	p.24	改定のポイント ・わたしたちが目指す地域社会「多文化共生のまち」をつくるための指針であるというメッセージを表現しています。	改定のポイント ・わたしたちが目指す地域社会は、 国籍や文化にかかわらず、だれもが互いの個性を尊重し合い、地域の一員として、安心して暮らし、自分らしく心豊かに活躍できる「多文化共生のまち」です。この 「多文化共生のまち」をつくるための指針であるというメッセージを表現しています。
10	p.25	●指針の全体像	●指針の全体像
11	p.27	1 推進体制 平成31年（2019年）2月に、本指針をマスタープランとし、（～中略～）「北区多文化共生行動計画」を策定しました。	1 推進体制 平成31年（2019年）2月 時 の本指針をマスタープランとし、（～中略～）「北区多文化共生行動計画」を策定しました。

No.	頁	修正前	修正後
12	p.29	(2) 日本語学習機会の充実 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）に基づき、国や東京都との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた日本語教育を推進していきます。	(2) 日本語学習機会の充実 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号） <u>が令和元年（2019年）6月に施行されました。区は、この法律の主旨を踏まえ、</u> 地域の状況に応じた <u>生活に必要な</u> 日本語教育を推進していきます。
13	p.30	②外国人児童・生徒への学習支援の充実	②外国 <u>籍等</u> の児童・生徒への学習支援の充実